

ネパール・マヘンドラ国王時代における 対外政策の一考察

—インド・中国との対等な友好関係を中心に—

徐 学 斐

Abstract

How could Nepal, a land-locked country sandwiched between two giant neighbours, India and China, preserve its existence and its right to national development in confronting pressure from both neighbours?

On 30 January 1956, the then Prime Minister T. P Acharya expressed his determination to modify Nepal's "special relationship" with India in the direction of "equal friendship" with all countries, thus introducing a new dimension to Kathmandu's diversification policy. This paper will focus on this policy on a regional level during reign of King Mahendra (1955-1972). There are three main objectives of this study: (a) To use the term "equal friendship" to describe the regional policy towards India and China; (b) To reveal the historical process of the implementation of the policy; and (c) To redefine the contents and features of the "equal friendship" policy towards Nepal's two neighbours.

The paper begins with a brief history of the special relationship between Nepal and India before King Mahendra acceded to the throne. The second part of the paper is a discussion of the three periods of the implementation of the "equal friendship" policy towards India and China. The final part of the paper offers definitions of three aspects of the "equal friendship" policy in three patterns: (a) Maintaining balance in peacetime; (b) Using one party to restrain the other when Nepal felt pressured or threatened; (c) Taking a strict neutral stand in the event of regional conflicts.

キーワード……ネパール インド 中国 マヘンドラ国王 対等友好

はじめに

周知のように、ネパールはインドと中国に挟まれたヒマラヤン・リージョンの山岳小国である。井上恭子は、その地政学的な環境がネパールのような内陸国家に、緩衝国家としての役割を与えると同時に、競合的な関係をもつ両大国の狭間という制約条件のなかで自国の存続と発展にとって最善の道を探るという困難な作業を課する¹⁾、と指摘している。では、ネパールはいかなる政策を打ち出して自国の存続と発展を最大限に保全したのか、その考察が本稿の課題で

ある。

けれども、限られた枚数のなかでネパールが講じたすべての手段を詳らかに検討することは不可能であるため、本稿では、マヘンドラ国王（King Mahendra）時代（1955-1972 在位）の対外政策に絞って検討することとする。なぜマヘンドラ国王時代を研究対象にするかといえば、二つの理由が考えられる。一つは、マヘンドラ国王時代はネパールがはじめて孤立状態から脱出して正式に国際社会に溶け込んだ時期である。マヘンドラ国王が即位するまえに、ネパールと国交を結んだ国は英国（1816）、アメリカ（1947.4.25）、インド（1947.6.13）とフランス（1949.4.20）しかなかった²⁾。ところが、マヘンドラ国王が即位してから、ネパールは国連に加盟することに成功したうえに、非同盟運動の加盟国として冷戦時代の国際舞台で活躍していた。マヘンドラ国王がなくなった 1972 年 1 月という時点においてネパールと国交のある国は 49 ヶ国に増えた。もう一つの理由は、ネパールがインドと中国と同時に近代的な国家関係を構築しはじめたのはマヘンドラ国王時代からのことである。長年にわたって一方的に南の隣国に追従していたネパールがマヘンドラ国王即位の 1955 年に中国と国交を樹立したことにより、ネパールはインドと中国との付き合い方を近代的な国家間関係において模索しはじめたのである。

1956 年 1 月、当時のタンカ・プラサード・アチャーリア（Tanka Prasad Acharya, 1956.1-1957.7 在任）首相が就任後の最初の記者会見で、「インドと中国を含め、世界のすべての国と対等な友好関係を保ち、多角的外交を展開させよう」といった理念を掲げた。それ以降、インドと中国と同時に対等な友好関係を維持することは、対外関係の新局面を切り開いたマヘンドラ国王時代における隣国政策の基本方針となった。

さて、マヘンドラ国王時代における隣国政策をいかに読み取ればいいのか。先行研究の中ではマヘンドラ国王時代の対インド・中国政策の中身を解釈する試みが少なくない。対等友好（Equal Friendship）、バランス（Balance）、等距離（Equidistance）、非同盟（Non-aligned）、中立（Neutrality）あるいは厳格中立（Strict Neutrality）などがキーワードとなっている。

例えば、シャルマ（Jagadish Sharma）は、マヘンドラ国王時代の対外政策を「すべての国と対等な友好関係をもつ」（a policy of equal friendship with all）政策、中立政策、厳格中立政策と呼んでいる³⁾。ヴィジェー・マナンダル（Vijay Kumar Manandhar）はマヘンドラ国王による新政策のなかには非同盟、すべての国との対等な友好、多様化などの内容が盛り込まれていると指摘している⁴⁾。レオ・ローズ（Leo E. Rose）とブワン・ジョシ（Bhuvan Lal Joshi）は、「対等友好」、「隣国バランスシング」、などの用語を通してマヘンドラ国王時代の対外政策を表現している⁵⁾。ローズはさらに 1963 年から 1970 年までの時期を政治上の均衡（the Politics of Balance）時期と称している⁶⁾。ムニ（S.D. Muni）はマヘンドラ国王時代の対隣国政策を地域勢力均衡政策（Regional Balance of Power Policy）と定義し、その政策には友好関係の維持と発展、二大隣国の相違点を利用して自国の利益への追及、二大隣国が紛争を起こした場合の中立という三つの特徴があると指摘している⁷⁾。ジョン・ウェルプトン（John Whelpton）は「バランス策略」⁸⁾、

王宗は「大国バランスの外交構想」⁹⁾といった用語を用いた。バワ・シンハ (Bawa Singh) とサバズ・シャハ (Shabaz Hussain Shah)¹⁰⁾、徐亮¹¹⁾は、マヘンドラ国王時代におけるネパールの隣国政策をインドと中国との「等距離」外交の原点として捉えている。

ところが、対等友好、バランス、等距離、非同盟、中立などのキーワードを政策そのものとして理解していいのか、政策のなかの策略として理解していいのか、ははっきり区別されていない。本稿では、マヘンドラ国王時代における対インド・中国政策をアチャーリア首相が記者会見で使っていた「対等友好」という文言で名づけ、先行研究と一次資料に依拠しながら、対等友好政策のもとでネパールがいかにかインドと中国と付き合っていたのか、その歴史の過程を明らかにすると同時に、その政策の中身と特徴を再考察することとしたい。

1 対等友好政策提起の背景

1.1 インドとの特殊関係

マヘンドラ国王時代以前のネパールは自国の存続のために、南の隣国に追従する対外政策を堅持していた。ラナ時代のネパールは親英路線を貫き、英国の強い影響下に置かれたにもかかわらず、自国の生存をある程度に実現した。しかしながら、第二次世界大戦終結後、英国の南アジアからの撤退により、膨大な権力の空白が生じた。その空白を埋めたのは独立したばかりのインドである。

1950年7月31日に、共産主義の南下を予防するために両国が調印した「1950年平和友好条約」(以下1950年条約)¹²⁾およびのちに公開された条約に付随する秘密交換公文¹³⁾は、インドが英国・ネパール「1923年友好条約」(以下1923年条約)に盛り込まれた特権を継承、さらに強化した証拠であると言ってもいい。具体的にいえば、継承・強化された特権は外交と安全保障に関する内容である。一つは、緊急事態が発生した時の相互協議メカニズムである。1950年条約の第二条では、両国が「その友好関係を害するおそれのある隣接国との摩擦について情報を交換する」と記され、また秘密交換公文の第一条では「両国は相手国の安全に対する外国の侵略を容認することはできない。このような脅威に対処するため両国は協議し、有効な対抗手段を講ずる」、と明記されている。それは一見して1923年条約の第三条¹⁴⁾に類似しているかのようと思われるが、1923年条約にある「通報する」、「できるだけ斡旋する」という文言が1950年条約では「情報交換」、「協議」、「対抗手段を講じる」など、より強硬的な表現にかえられている。もう一つは、武器輸入の独占権である。それに関する内容は1923年条約の第五条¹⁵⁾をほぼ継承したものと言ってもいい。つまり、ネパールが必要な武器や軍需をインドから、あるいは第三国から輸入する際、インドを経由しなければならないほか、インドの許可を得る必要があるとしている。他方、新規の内容には、包括的な自国民待遇(第六・七条、秘密交換公文第三条)と経済開発の優先権(秘密交換公文第四条)などが含まれている。実は、1950年条約

が締結された同じ日に「インド・ネパール通商貿易条約」および付属公文¹⁶⁾も結ばれた。その条約に基づき、ネパールはインドを經由して貨物を輸出入する権利を獲得したが、その第五条に書いてあるように、「ネパール政府は、インド以外の国から輸入しあるいはこれらの国へ輸出する貨物に対して、当分の間インドで課している関税よりも低くない関税を課することに合意する」、つまり自主関税の決定権がなかったことは確かなことである。むしろそれだけではなく、当時のネパールは独自の外国為替アカウントを保有していなかったため、通商貿易に使われたすべての外貨はインドが管理・提供したのだ。

1951年2月、「中間路線」(Middle Way)¹⁷⁾を提唱したネルー(Jawaharlal Nehru)政権の介入により、ネパールを105年間も統治したラナ家は政治的実権をインドに亡命したトリブバン国王(King Tribhuvan)に返上した。王政復古後、ネパールは全面的にインドとの「特殊関係」(Special Relationship)の時代に突入した。王宗によれば、当時のインド側は、ネパールとの「特殊関係」が両国の共有している歴史、地理的環境、文化、宗教信仰を前提に構築され、それは政治の面における安全保障上の協力や国際問題に対する共通認識などの形で反映されていると認識したとされる¹⁸⁾。けれども、トリブバン国王時代¹⁹⁾における両国間の相互行為の実態からみれば、その特殊関係は外交、安全保障、そして上述した経済発展の優先権、自国民待遇や通商貿易の面のみならず、ネパールの国内政治への全面的な介入にも反映された。

ムニは両国の「特殊関係」を、特殊関係の発端、特殊関係の運営という二つの面から説明した²⁰⁾。まず、特殊関係の形成にはラナ政権のレガシーの継承、トリブバン国王や政党政治家らをはじめとする執政者の政治経験の不足、中国の共産党政権によるチベットへの進出などの要因がある。つぎに、特殊関係の運営については、インドが政府の人事決定、行政と経済の立て直し、外交上の協調、安全保障・相互防衛上の共同対策の面で指導をおこなっていた、とされる。また、ローズは1950年代初頭を「ネパールとインドの提携」する(Alignment with India)時期と称し、とりわけ外交上の意思決定と安全保障の面での提携が緊密だったと指摘しているほか、当時インドがネパールの国内政治への関与はブータンよりも積極的だったと主張している²¹⁾。

具体的にはどのような内政関与があったかといえ、まず、トリブバン国王の亡命を成し遂げたチャンドシワル・シンハ(C.P.N. Singh)インド駐ネパール大使(1949-1953在任)が絶大な権限を持っていた。1951年11月、新しい首相の任命に際して、ネパール会議党内部が擁護するビシウエシワル・コイララ(B.P.Koirala)の代わりに、兄のマトリカ・コイララ(M.P.Koirala)をチャンドシワル・シンハはトリブバン国王に推薦したほか、時折に区(district)レベルの官僚会議に出席し、会議の議題まで決定した²²⁾。つぎに、国民生活水準の向上を目的としてネパール国内にある多くの資源をインドが獲得した。一番代表的なのは、郵便局、銀行、航空会社などはインドの会社が経営しており、金融市場ではインドルピーが半分以上の割合を占めていた²³⁾、ということだ。それから、一部のインド官僚がネパール国内の高級官僚として任命された。ネパールの初代の大判事はもとよりインドの弁護士だった。そのほか、警察機関の立て

直しも最初にインドの警察に委任した²⁴⁾。さらに、多くのインド「専門家」団体がネパール国内に派遣された。行政システムの改革と経済復興を目的とする顧問団だけではなく、諜報部隊や軍事代表団なども含まれていた。1951年9月、中国軍の動向を監視するために、インド側はネパールと中国のチベット地方の国境地帯で17の監視哨を設置し、諜報活動に従事する無線電技術者らを派遣した²⁵⁾。1952年2月27日、20人の官僚と軍人に構成された第一弾のインド軍事代表団がカトマンズに到着し、ネパール軍の再編成と訓練を指導しはじめた²⁶⁾。後に、その軍事代表団はネパール軍の戦闘員を25000人から6000人に削減し、「どうやって優れた軍人になれるか」という教育を長年にわたって精悍なグルカ兵を誇るネパール軍人に受けさせた。当然ながら、それはネパール人のプライドを傷つけ、反インド感情とナショナリズムを高揚させた引き金となったのである。

1.2 中国との国交樹立

このような「特殊関係」が続いていたなかで、ネパールにおける知識人や政党政治家は沈黙できなくなり、ネルーが1951年にネパールを訪問する際、また1954年に両国がコシ河(kosi river)水力プロジェクト建設²⁷⁾に合意したあと、大規模な反インドデモを二回起こした。

1951年以降、一部の政党および党の代表は中国との国交樹立を唱えつつあった。たとえば、ネパール会議党は1951年7月に中国との国交樹立を求める方案を採択し、1954年6月に開かれた会議党の中央委員会会議で政府が隣国の中国と国交を結んでいないことを批判した。人民評議会党首のタンカ・ブラサード・アチャーリアは1951年11月にネパールの共産主義者と結成した統一前線(United Front)の会議で中国との国交樹立を呼びかけ、1952年にインドとの特殊関係を終わらせ、インドと中国との友好関係を同時に保つとの中立政策を強く支持した。他方、1954年8月には、ネパール・中国友好協会が設立され、同年12月の総会では中国との国交樹立を求める決議が採択された²⁸⁾。それとほぼ同時期に、ネパール・中国友好協会は再び外交出版社と新華社通信香港支社に手紙を送り、中国国内の組織団体との連絡メカニズムを構築しようとする内容を伝えた²⁹⁾。

実は、ネパールと中国の間には、①1856年締結されたネパール・チベットタパタリ条約(the Treaty of Thapathali)³⁰⁾に明記されたチベットにおける公使駐在、関税免除などの特権廃止、②1952年から中国へ亡命した反政府革命者コンワール・シンハ(K.I Singh)の母国への送還、③国境線の未画定、という三つの厄介な問題が存在していた。中国との国交を実現するために、それらの難題、少なくとも①と②にネパール側は取り組まなければならなかった。とはいえ、1954年4月5日、マトリカ・コイララ首相が公式の場で「ネパールは中国がチベットに主権を行使することを認めず、チベット当局との友好関係を堅持するべきだ」³¹⁾と語った。このように、インド側の意見を重んじるトリブバン国王とマトリカ・コイララ内閣は1954年4月末までにそれらの問題を真剣に解決しようとしなかったと言えよう。4月29日に

インドと中国が「中国チベット地方とインドの通商および交通に関する協定」に調印したことは、ネパールと中国の関係改善に転機をあたえた。5月1日、トリブバン国王とディリ・レグミ外相（D.R. Regmi）がニューデリーに赴き、6日までに中国との国交樹立およびチベットにおける特権の放棄についてネルーと意見を交わした。ローズによれば、協議の結果として、双方は外交上の協調・協力関係の再確認、中国との国交樹立問題をめぐってインドによる指導の不可欠、ネパールの国内に滞在するインド専門家団体の職責などの内容が盛り込まれた七項目の秘密覚書³²⁾に調印した。1954年5月8日にニューデリーで開かれた記者会見で、レグミ外相は「中国が正式的にわれわれと国交樹立に関するやりとりをするとしたら、ネパール政府は正しい時点に正しい判断を下す」³³⁾、と政府の立場を一変させた。穆阿妮の考察によると、ネパールと中国は8月に入ってから双方の駐インド大使を介して国交樹立の意向を表する公文を交換し、両国の首脳も国交樹立に積極的であった³⁴⁾。1954年10月には、ネルーが中国を訪問し、周恩来との会談のなかでネパールをめぐる諸問題にも言及した。ネルーは訪中記録ノートのなかで周恩来と確認、合意した内容を以下のようにまとめた³⁵⁾。まず、中国に亡命したコンワール・シンハの事情を周恩来と確認した。周恩来は彼に政治保護を提供したが、ネパール政府に対するあらゆる反政府活動への支援は絶対していないと明言した。つぎに、国交樹立の時期については、重病でスイスに治療を受けているトリブバン国王がネパールに帰国したあとにすることで一致した。最後に、アメリカのネパールへのさらなる関与を阻止することに両国は合意した。とくにアメリカがカトマンズで大使館を開設する計画に対抗するために、中国はネパールと国交を樹立したあと、しばらくの間に駐インド大使が駐ネパール大使を兼任し、カトマンズで大使館を開かないことを約束した。

そのノートの内容からみれば、「中印蜜月」時代における中国はネパールがインドの勢力範囲に置かれたことを黙認し、インドの考慮を十分に尊重した、ということはいえる。一方、ネパールが中国と国交を樹立する意向を表したことも、ネパールとインドの「特殊関係」の一環として捉えてよからう。1955年3月、トリブバン国王がスイスで死去したことにより、中国とネパールの国交樹立に関する交渉はマヘンドラ国王が即位したあとに繰り延べになった。1955年7月下旬、中国とネパールは4回の交渉を経て、チベットにおける特権問題の解決および友好条約の締結より先に国交を樹立することに合意し、8月1日に両国の国交が正式に結ばれた。

2 対等友好政策の実施

すでに述べたように、人民評議会の代表であるタンカ・プラサード・アチャーリア首相が就任後の最初の記者会見で、「インドと中国を含め、世界のすべての国と対等な友好関係を保ち、多角的な外交を展開させよう」といった理念をはじめて提起した。その理念は、マヘンドラ国王

時代を貫く対インド・中国政策の基本方針となった。

本節では、その対等友好政策の実施を三つの段階に分けてみることにする。第一段階をアチャーリアが就任する1956年1月から、ネパール国内初の普通選挙で選ばれたビシウエシワル・コイララが就任する1959年5月までの期間とし、第二段階を威信と能力のあるビシウエシワル・コイララがはじめて国家運営の舵を取った1959年5月から1960年12月までの一年半の期間とし、第三段階を、マヘンドラ国王がクーデタを起こしたあとの1961年1月からマヘンドラ国王がなくなった1972年1月までの期間とする。

2.1 第一段階：1956-1959

1956年1月、マヘンドラ国王が長年にわたって反インド闘士として活躍していた左派政治家のアチャーリアを起用して中国との関係改善を模索した。アチャーリアの在任期間はおよそ18ヶ月だった。決して長期政権とは言えないが、対中国・インド関係の面においていくつかの成果が残された。

まず、「中華人民共和国とネパール王国が友好関係を保持することおよび中国チベット地方とネパールの通商・交通に関する協定」の締結がもっとも重要な成果である。彼が就任した時に、ネパールと中国は国交を樹立したが、前節で触れた①と③の問題は解決されていなかった。とりわけ、①のチベットにおける特権問題を処理できなければ、ネパールと中国は健全な国家関係を構築できなくなるのであった。アチャーリア内閣と中国政府はそれを完全に解決するため、それぞれ代表団を発足させ、カトマンズで交渉をおこなった。当時、中国側の主要交渉者を担当していた楊公素の回想³⁶⁾によれば、シャルマ (Chuda Prasad Sharma) 外相、タパ (Sovag Jung Thapa) 外交秘書をはじめとするネパールの交渉代表らはインドによる封鎖と統制から脱出する意欲が極めて強かった。当時、タパ外交秘書は取極めの内容について二つの案を提起した。一つは、ネパール・中国友好条約とチベット特権問題に関する取決めを二本化する提案である。つまり、インドと異なって、チベット地方の通商・交通協定の締結以外、ネパールは中国に友好条約も結ぶように働きかけた。もう一つは、平和五原則³⁷⁾における第三項目の「主権不干渉」を「いかなる経済的・政治的・イデオロギー的な理由で相手国の内政を干渉しない」ことに書き換える提案である。楊公素は、ネパールによる新しい提案には、インドとの区別を図る、インドの内政干渉に不満を表す、中国の共産主義思想を警戒する、という三つの思惑があったと指摘している。結局、中国は二つ目の提案に同意したが、インドが反対する一つ目の提案を受け入れず、「中華人民共和国とネパール王国が友好関係を保持することおよび中国チベット地方とネパールの通商・交通に関する協定」、という友好条約とチベット特権問題に関する取決めを一本化する折衷的な案を持ち出してネパールを納得させた。つぎに、中国から経済援助を獲得したことが二つ目の外交成果である。1956年9月下旬、アチャーリアが中国を訪問し、前述の協定に調印したほか、10月7日に中国と経済援助協定を結んだ。中国政府は2000

万インドルピーの現金と 4000 千万ルピーの物資をネパールに提供することを約束した³⁸⁾。それから、アチャーリア内閣の努力で周恩来のネパール訪問が翌年の 1 月下旬に実現された。双方は友好関係を表す共同声明³⁹⁾に調印し、カトマンズからチベットまで道路を建設する構想をはじめて提起した。最後に、インドによる内政干渉の度合いを緩める試みをしていたことも評価すべきである。たとえば、「1950 年通商貿易条約」の改正に関する交渉がおこなわれた。1957 年 7 月 1 日、ネパール独自の外国為替アカウントの保有権とインドを経由して第三国に輸出する貨物に対する課税権がインドに認められ⁴⁰⁾、それは 1960 年に結ばれた新たな貿易・通過協定のなかに反映された。

ところが、インド側がアチャーリア内閣、あるいはネパール王国が収めた成果に警戒を示していた。1956 年 10 月、アチャーリアが中国から帰ってきた直後、インドのラジェンドラ (Dr. Rajendra Prasad) 大統領がネパールを訪問した。ネパール政府主催の宴会で、ラジェンドラ大統領は両国の伝統・歴史・文化・宗教の面における類似性を強調したうえで、「われわれの友人はあなたたちの友人であり、あなたたちの友人もわれわれの友人である」、「ネパールの平和と安全を害する脅威はインドの平和と安全を害する脅威でもある」⁴¹⁾と、ネパールとの特殊関係を再確認した。それとほぼ同時期に、中国から帰国した元反政府革命家のコンワール・シンハは貴賓としてインドに招かれ、アチャーリア内閣の中国政策、とくに経済援助協定の内容を批判した。一方、コンワール・シンハに心のこもったおもてなしをしたインドはアチャーリアが 12 月にインドを訪問した際、比較的冷たい態度をとった、とローズは指摘している⁴²⁾。このような温度差から、インドが当時のアチャーリア内閣に対して多少の不满を持っていたことは否めない。

1957 年 7 月、インドの反応を見つめていたマヘンドラ国王はアチャーリアを解任してコンワール・シンハを登用した。コンワール・シンハは着任直後、インドとの特殊関係を強化しようと発言し、また、就任後の記者会見では、「われわれはインドの立場を支持すべきだ。カシミールがインドの領土の一部であるということは疑いようもない事実だ」⁴³⁾とインドの重要な国益まで擁護し、親印の旗印を掲げた。けれども、コンワール・シンハがあまりにも急進的な言動を取ったため、マヘンドラ国王は 1957 年 11 月にシンハを罷免し、普通選挙がおこなわれるまで国政を司るようになった。

2.2 第二段階：1959-1960

1959 年 5 月、ネパール会議党が議会の第一党になり、民選のビシウエシワル・コイララ内閣が発足した⁴⁴⁾。ネパール会議党はインドと近い関係を持つため、ビシウエシワル・コイララが就任したあとに再びインドとの特殊関係を強化するのではないかと推測する者は少なくなかった。しかしながら、ビシウエシワル・コイララは最初の記者会見で民選政府の外交政策について、あらゆる形式の軍事同盟に参加しないこと、国際関係における中立政策を放棄しないこ

と、インドと中国を含むすべての国と良好な関係を構築すること⁴⁵⁾を強調した。

当時のネパールが直面したのはチベット反乱後の不安定な情勢と中印関係の悪化である。ネパールは1956年アチャーリア内閣以来、中国との関係改善を模索してきたが、すでに述べたように、中国と締結したチベット地方通商・交通協定における平和五原則の「内政不干渉」が「いかなる経済的・政治的・イデオロギー的な理由で相手国の内政を干渉しない」ことに変更されたため、ネパールは依然として共産主義政権に警戒心を抱いていたと言えよう。1959年に入ってから、ネルー自身がネパール会議党政権に対する働きかけをますます強めていった。ビシウエシワル・コイララ就任後の翌月、ネルーはマヘンドラ国王時代における最初のネパール訪問を実現し、インドとネパールの歴史における初の共同声明に調印した。共同声明には、第二項目の「チベットで起きている諸問題への見解と対策は一致している」と第六項目の「両国は、国益上の対立を持っておらず、抱える課題とそれを解決する対策は類似している」といった内容⁴⁶⁾が盛り込まれた。また、1959年11月27日、ネルーは下院の国会答弁で、あの有名な「ブータンとネパールへのいかなる侵略も、インドへの侵略とみなす」という発言をした。さらに、ネルーは12月の取材で1950年条約の秘密交換公文を明らかにした⁴⁷⁾。

インドの積極的な働きかけに対して、ネパールは極めて冷静かつ慎重な対応をしていた。チベット反乱後、ネパールは自己防衛のため、1959-1960年度の国防予算を前年度より約10%⁴⁸⁾増加させ、中国との国境周辺に駐在していた官僚と軍隊に中国の動向を注目するように呼びかけた。また、1960年1月、ビシウエシワル・コイララがインドを12日間訪問した。コイララ首相は自国の安全保障上の心配をインドへ伝え、1950年条約および交換公文に書いてある有事時の協議などをインド側と再確認し、国際問題における協議と協調・プロジェクト開発・経済協力などに関する二回目の共同声明⁴⁹⁾に調印した。ところが、ネパールはインドの強硬姿勢に屈せず、独立の主権国家を繰り返して強調しながら、インドが目論んでいた防衛同盟を拒否した。また、1959年8月、ロンジュ事件⁵⁰⁾が起こった際、ビシウエシワル・コイララは議会で「チベットの情勢はわれわれに脅威を感じさせなかったが、われわれはそれを警戒する必要がある。中立はすでに新しい段階に入り、このタイミングで、われわれはどちらかのブロックに参加してはいけない。それは愚かな過ちだ」⁵¹⁾と厳格な中立の立場を表明した。

一方、ネパールは共産主義を警戒していたにもかかわらず、中国との関係改善の努力を台無しにさせないため、新たな取組みを試みた。とくに、中国の国連代表権問題においてネパールは共産党政権を支持する立場は変わっていなかった。リシケシ・シャハ (Rishikesh Shah) は1959年9月21日⁵²⁾と1960年10月8日⁵³⁾、ウパンディヤヤ (S.P. Upadhyaya) は1959年10月20日⁵⁴⁾の国連総会一般討論で中華人民共和国の国連における合法的権利の復帰を唱え、大陸の政権を承認せずにチベット問題を議論する意味がない、などと主張していた。それから、ネパールはインドの許可⁵⁵⁾を得て、中国との国境画定問題の解決に積極的に取り組んでいた。1960年3月と同年の4月、ビシウエシワル・コイララ首相と周恩来総理が相互訪問を実

現し、両国は3月にネパール・中国国境画定に関する協定⁵⁶⁾、新たな経済援助協定⁵⁷⁾、大使館の開設などに合意し、4月に平和五原則に基づき、「ネパール・中国平和友好条約」⁵⁸⁾を正式に締結した。

ところが、「平和共存の新しいモデル」と称された⁵⁹⁾この両国関係は1960年6月に起きたムスタン事件⁶⁰⁾によって急速に冷え込んだ。コイララはマヘンドラ国王陛下政府を代表して中国に抗議書を三通送った⁶¹⁾。また、この誤殺事件の発生は、インドとの1950年条約の第二条および交換公文の第一条を発動させた。1960年7月24日と8月10日に刊行されたヒンドゥスターン・タイムズによれば、マヘンドラ国王とコイララ首相はこの事件についてネルーと秘密会談をおこない、ネルーは「もしネパールにとって必要があれば、インドの軍隊はネパールと協力して中国に対抗する」ことをコイララに保証した⁶²⁾。結局、周恩来による即時の対応と真摯な陳謝⁶³⁾は、事態の悪化に歯止めをかけ、ネパール政府との和解を成し遂げた。

2.3 第三段階：1961-1972

民選のビシウেশワル・コイララ内閣の一年半を振り返ってみると、客観的に言えば、対等友好政策の実施は極めて成功だった。コイララはインドとの伝統的な友好関係を重視しながら、中国との関係改善にも尽力した。しかしながらその優れた実績は、幼い頃ラナ家の強権時代を心に刻み込んだマヘンドラ国王にとっては事実上の脅威となった⁶⁴⁾。コイララも自伝のなかで、マヘンドラ国王が彼の当選に非常に驚き、当選後二週間経っても彼と組閣に関する準備を協議しなかったと書いた⁶⁵⁾。1960年12月15日、マヘンドラ国王はクーデタを起こしてビシウেশワル・コイララをはじめとする政党政治家を逮捕し、民主主義の実践を揺りかごのうちに息の根を止めた。けれども、ネパールの外交方針は変わらなかった。「外交政策の面において、われわれは中立を引き続いて堅持し、すべての国と友好関係を保つ政策を継続させるべきだ。ネパールは平和と友好を望んでいる」⁶⁶⁾と国王はクーデタを起こした当日、対等友好政策を再確認した。これをもって、対等友好政策の実施が第三段階に入った。この第三段階はさらに、1961年1月から1963年4月までの国王親政時代と1963年4月から1972年1月までの無政党評議会時代によって構成された。

マヘンドラ国王の親政時代は、インドと対立した時期でもあった。ネパールの民主主義体制の構築に力を入れたインドは当然ながらマヘンドラ国王の行動に激怒し、ネルーは同年12月20日の上院答弁で国王によるクーデタを「民主的発展を根本的に覆した」⁶⁷⁾行為だと批判した。1961年2月、副首相を務めていたスバルナ・シャムシェル（Subarna Shamsher）をはじめとするインドへ亡命した政党政治家らが結束して反国王独裁活動⁶⁸⁾の開始を宣言した。インドはネパールとの関係をさらに悪化させないため⁶⁹⁾、公の場では反国王独裁活動を支持しないと約束した。とはいえ、マヘンドラ国王は依然としてインドに不信感を持っていた。その不信感が続いていたなかで、中国との戦略的接近は国王にとっていい選択肢であった。1961年9

月から10月にかけてマヘンドラ国王が訪中し、17日間の滞在には、10月5日に国境条約を締結し、10月15日にインドとの事前協議をせずに、カトマンズからチベットまでの「コダリ道路」の建設で中国と合意した。インドは1960年からチベットへの戦略物資を禁輸したが、この合意の達成はチベットに駐在していた軍隊に新たな補給ルートを提供し、インドが張った中国包囲網に切れ目を入れたのである。インドはこの行動を1950年条約および交換公文の精神に違反したものと捉え、ネルーが「非常に不満である」とマヘンドラ国王に抗議した⁷⁰⁾。そのうえで、スバルナ・シャムシェルをはじめとする反国王独裁の勢力がラックスル (Raxaul)・ビールガンジ (Birgunj) というインドとネパールの国境通過点で抗議活動をおこなうことをインド政府は黙認した。さらに、インドは1962年9月にラックスル事件⁷¹⁾を口実にラックスル・ビールガンジ通過点の封鎖をおこない、ネパール人の生活に悪影響をあたえた。インドの制裁措置に対して、陳毅外交部長が中印国境紛争直前の1962年10月4日に、「いかなる外国の軍隊がネパールに対して愚かな攻撃を發動すれば、中国は座視せず、ネパール人民と一緒に抵抗しよう」⁷²⁾とインドに忠告した。その発言は功を奏した。10月中旬、インドは禁輸を否定し、ラックスル事件への迅速な対処と輸送の復活を呼びかけた。それとほぼ同じ時期に、中印国境紛争が発生した。10月24日に、ツルシ・ギリ (Tulsi Giri) 外相が「ネパールとインドは親密な関係を持っているが、もしほかにわれわれのような境遇に置かれている国があれば、われわれと同じ選択をするだろう。つまり、中国との友好関係を見捨ててほかの利益を追求することはあり得ない」と発言し、ネパールはロンジュ事件の時と同じように「厳格中立」の立場を堅持した。

中印国境紛争の後、この地域の情勢が一変した。一時的に弱体化したインドのネパールに対する態度は柔軟なものになり、マヘンドラ国王の統治を認めた。スバルナ・シャムシェルをはじめとする抵抗勢力も11月に抗議活動をあきらめた。1963年4月、ツルシ・ギリを議長とする無政党評議会時代が始まった。この時期において、ネパールは均衡をとりつつ、高級官僚の相互訪問⁷³⁾と一連の援助協定の締結⁷⁴⁾を通じてインドと中国との関係を発展させたが、1967年には、文化大革命の余波でイデオロギー宣伝をめぐって中国に抗議し、1968年には、スウスタ地域 (Susta) の領有権をめぐってインドと一時的に緊張が高まった。幸いなことに、ネパールは優れた外交手腕を振るい、両大国との緊張関係を緩和させることができた。

3 対等友好政策における三つのパターン

上述したマヘンドラ国王時代における対等友好政策実施の三段階をさらに観察してみれば、そこには主に三つのパターンがあると考えられる。

第一に、平時における均衡を重んじる戦術である。たとえば、第一段階において、マヘンドラ国王は親中のタンカ・プラサード・アチャーリアを起用した。その後、中国によりすぎるこ

とがインドの反感を買ったため、すぐにアチャーリアを罷免して親インドのコンワール・シンハを登用した。第二段階において、ビシウェシワール・コイララはインドとの安全保障協力を強化しながら、中国の国連代表権問題や国境画定などに力を尽くした。第三段階、とりわけ無政
党評議会時代において、ネパールはその戦術を最大限に発揮した。中国の軍事力を警戒していたネパールは、1965年にインドと武器援助に関する秘密協定を締結した。一方、ネパールは1965年に中国とカトマンズ市内の環状道路の建設に関する援助協定を結び、1966年に新たな経済援助協定を締結した。その戦術は一定の成果を収めた。インドの影響力があまりにも強かったため、インドと中国双方と完全に対等な関係を築くことは不可能だが、マヘンドラ国王がなくなった1972年の時点において、トリブバン国王におけるインドとの特殊関係、とくに国内政治への露骨な干渉がなくなり、中国との間のすべての歴史問題も解決されたのである。

第二に、脅威を実感する際の牽制戦術である。ムニは1959-1960年を中国が圧力をかけた時期、1961-1962年をインドが圧力をかけた時期と定義している⁷⁵⁾。上述した三段階の歴史過程をふまえて、もう少し細かく見てみると、ネパールが脅威を実感したのはムスタン事件が起きた直後の1961年7月とラックセル・ビールガンジ通過点封鎖後の1962年9月のことであった。ムスタン事件は1950年条約の第二条および交換公文の第一条を発動させた。一方、反国王独裁の活動家を裏で下支えたインドの制裁措置に対して、ネパールは戦略的な接近をつづけ、コダリ道路の建設をめぐるインドに屈せず、陳毅の発言を借りてインドの強硬姿勢を牽制した。

先行研究のなかでしばしば使われている「勢力均衡」あるいは「バランス」の代わりに、「牽制」という言葉を選ぶ理由は二つあると考えられる。一つは、勢力均衡は、もともと19世紀のヨーロッパ大陸の大国間あるいは現代の大国間におけるパワーの分布状態か戦術を表す用語であるため、小国のネパールの外交政策にこの用語は当てはまらないのである。もう一つは、当時の地政的環境からみれば、インドのネパールに対する影響力は中国のより遥かに大きかったため、そもそもインドは中国の力をバランスする必要があるし、中国はインドをバランスする能力も備えなかったのである。実は、当時のネパールはインドの力をバランスするために、中国だけではなく、アメリカ、ソ連、パキスタンなどの国々、そして非同盟運動会議や国連総会などの場を利用したのである。この状況からみれば、むしろ「牽制」という言葉が当時ネパール・インド・中国の三国関係の実態を表している。

第三に、中印紛争時における厳格中立という戦術である。すでに述べたように、ネパールは1959年8月のロンジュ事件と1962年10月の中印国境紛争が発生した時に、厳格中立を堅持していた。その戦術は、先行研究のなかでしばしば触れられている「等距離外交」と「中立政策」の意味合いに一致している。但し、本稿では、厳格中立を政策として捉えないこととする。

むすびにかえて

本稿では、マヘンドラ国王時代における対等友好政策、とりわけインド・中国との関係を中心に検討してきた。

まず、対等友好政策を提起する背景には、トリブバン国王時代におけるインドとの特殊関係およびその特殊関係の延長線にある中国との国交樹立、という二つの大きな出来事があった。トリブバン国王時代における特殊関係には、ラナ政権が残した負の遺産、インドのネパール内政への全面的な介入など多くの含意が含まれていた。また、中国との国交樹立も、インドと中国がチベット地方に関する通商・交通協定を結んでから実現され、ある意味ではそれが「中印蜜月」の産物だったと考えてよい。

つぎに、対外政策の実施の過程を、1956年から1959年にかけての左よりのアチャーリア内閣と右よりのシンハ内閣、1959年から1960年年末までの民選ビシウエシワル・コイララ内閣、1961年から1972年までの国王親政・初期無政党評議会時代、という三段階に分けて考察した。中国との国交樹立はネパールに新しい扉を開いた。マヘンドラ国王はそれに応じて、反インド闘士として知られたアチャーリアを起用して、「世界のすべての国と対等な友好関係を持つ」という政策を提起させた。アチャーリアは中国との関係改善において多くの実績を残した。しかしながら、インドの不愉快な反応を見たマヘンドラ国王は「特殊関係復活論」を掲げたコンワール・シンハを登用した。この「左」と「右」、「中国」と「インド」のバランスをマヘンドラ国王は最初から最後まで重視していた。ただ、その途中で民選のビシウエシワル・コイララ内閣の登場は、マヘンドラ国王の想定外であった。国王と同じように、コイララも「左」と「右」、「中国」と「インド」のバランスを巧みにコントロールした。それは、マヘンドラ国王の疑念をまねき、結局コイララは国王が起こしたクーデタのなかで逮捕された。

最後に、本稿では、対等友好政策には平時における均衡を重んじる戦術、脅威を実感する際の牽制戦術、紛争時における厳格中立戦術、という三つのパターンがあることを示した。先行研究においては、政策と戦術を問わず、対等友好、バランス、等距離、非同盟、中立などの用語に混用がみられたが、この三つのパターンの提示によって、外交上とられた戦術の区別については一定の整理ができたと考えている。

<注>

- 1) 井上恭子「ヒマラヤン・リージョンにおける国家関係」『国際政治』第127号、2001年、95頁。
- 2) ネパール連邦民主共和国外務省ホームページ：<http://mofa.gov.np/foreign-policy/diplomatic-relations/>（最終閲覧日2017.12.1）参照。
- 3) Jagadish Sharma, *NEPAL Struggle for Existence*, Format Printing Press, Kathmandu, Reprint Edition, 2006, p.140, p.162, p.185.
- 4) Vijay Kumar Manandhar, *A Comprehensive History of Nepal-China Relations Up to 1955 A.D.*, Volume II, Adroit Publishers, New Delhi, 2004, p.243.

- 5) Bhuwan Lal Joshi & Leo E. Rose, *Democratic Innovations in Nepal A Case Study of Political Acculturation*, Reprinted by Mandala Publications, Kathmandu, 2004, pp.240-241.
- 6) Leo E. Rose, *NEPAL Strategy for Survival*, University of California Press, Berkeley, London, England, 1971, pp.250-276.
- 7) S.D. Muni, *Foreign Policy of Nepal*, Adroit Publishers, New Delhi, Revised & Enlarged Edition, 2016, p.87.
- 8) 約翰・菲爾普頓 著、楊恪 訳『尼泊爾史』中国出版集團東方出版中心, 2016年, 105頁。
- 9) 王宗『尼泊爾印度國家關係的歷史考察』(1947-2011) 中国出版集團世界圖書出版公司, 2016年, 84-107頁を参照されたい。
- 10) Bawa Singh and Shabaz Hussain Shah, "Nepal's Equidistance Policy towards India and China: Exploring the Shifting Paradigm in the Post-Monarchical Era", *Nepal's Foreign Policy and Her Neighbors*, G. B. Books, New Delhi, 2016, pp.50-54.
- 11) 徐亮『共和国時期尼泊爾外交政策研究』中国財政經濟出版社, 2015年, 16頁, 60頁を参照されたい。
- 12) 「1950年平和友好条約」には以下の条項が盛り込まれている。第一条、平和友好関係、独立、領土主権尊重等の原則。第二条、両国はその友好関係を害するおそれのある隣接国との摩擦について情報を交換する。第三条、外交使節の交換。第四条、領事関係の設定。第五条、ネパールはインドから或いはインドを通して、その安全保持のため必要な武器、弾薬、軍需物資を自由に輸入できる。そのために必要な手続きは両国間の協議によって別に定める。第六条、両国は隣邦友好関係のしるしとして、それぞれの領域内で、相手国の国民に対し、産業、経済の発展への参加及びこのような開発に関連する特典の賦与や契約については内国民待遇を与える。第七条、両国は相互主義に基づいてその領域内において相手国の国民に対し、居住、財産所有、貿易・商業への参加、移動・旅行その他類似の事項に関し同一の特典を与える。第八条、この条約に規定する事項については既存の条約の規定を廃棄する。第九条、この条約は署名の日から発効する。第十条、この条約はいずれかの締約国が一年の予告をもって廃棄するまで無期限に有効である。西澤憲一郎『ネパールの歴史 —対インド関係を中心に—』勁草書房, 1985年, 329-330頁参照。
- 13) ネパール・インドの「1950年平和友好条約」に付随する秘密交換公文は、当時のインド首相ネルーが1959年の記者会見でその存在を公開した。秘密交換公文の内容については、第一条、両国は相手国の安全に対する外国の侵略を容認することはできない。このような脅威に対処するため両国は協議し、有効な対抗手段を講ずる。第二条、ネパールの安全に必要な武器、弾薬、軍需資材でインド領を通過して輸入するものは、インド政府の協力と同意の下に輸入される。インド政府はこのような武器・軍用物資のインド通過に当たり円滑に速やかに輸送されるよう措置する。第三条、平和友好条約に定める内国民待遇については、インド政府は若干の期間、ネパールにいるネパール人を無制限の競争から保護する必要があることを認める。その保護の性質と程度については必要に応じ両国政府間の合意によって決定する。第四条、ネパール政府がネパールの資源開発又は産業プロジェクト開発のために外国支援を求める時には、インド政府又は国民の申し出た条件よりもネパールにとって不利でない場合は、インド政府又はインド国民に第一優先の順位を与える。但し国連及びその専門機関の与える援助についてはこの限りではない。第五条、両国政府は、その活動が他の一方の国の安全を害するような外国人を雇用しないことを約束する。必要な時にはそれぞれの国は相手国に対しこの問題につき異議を申し立てることができる。西澤, 前掲, 330頁参照。
- 14) 「国境を接する国の共通の関心として、両国の友好関係を害するおそれのある隣接国との摩擦や誤解を相互に通報し、このような摩擦や誤解を取り除くためにできるだけ斡旋する」とされる。西澤, 同上, 328頁参照。
- 15) 「英国政府は、ネパールの強化と福祉のために要求され希望されるあらゆる武器、弾薬、機械、軍需資材を英国からあるいは英国を通じて自由に輸入することを認める。この取極めはネパール政府が友好的であり、この輸入からインドに対して直接の危険がないと英国政府が認める間有効である。ネパール政府はこれらの武器その他をネパール政府または私人によってネパール国境外に輸出しないことを約束する。本条の規定は武器輸出に関する国際条約のできた時はそれに従う」とされる。西澤, 同上, 328頁参照。
- 16) 1950年インド・ネパール通商貿易条約および付属公文の原文は、西澤, 同上, 330-331頁を参照されたい。
- 17) 中間路線はネルー政権が掲げていた政策である。トリブバン国王がインドに亡命したあと、1950年12月6日にネルーは国会の答弁でネパールの政局について「われわれはある道を模索している。それは、ネパールの発展を保証できる『中間路線』という道だ。具体的に言えば、自由民主主義のメリットをネパールで紹介すると同時に、旧体制を完全に崩壊させないように取り組まなければならない」と述べた。Avtar Singh Bhasin ed., *NEPAL'S RELATIONS WITH INDIA AND CHINA Documents 1947-1992*, Vol.1, Siba Exim Pvt.Ltd., Delhi, 1994, p.46.
- 18) 王宗, 前掲, 63頁を参照されたい。
- 19) トリブバン国王が最初に即位したのは1911年だった。1950年11月にインドへ亡命したあと、ラナ

- 家のモハン・シャムシェル (Mohan Shamsher) 首相がトリブバン国王の孫、当時 3 歳のギヤナンドラ (King Gyanendra) を新国王に指名したが、インドの承認を得られなかった。翌年、ラナ政権の崩壊と王政復古の実現にともない、トリブバン国王が再び王座につき、1955年3月にスイスでなくなった。このトリブバン国王時代は、王政復古後の 1951-1955 年の統治時期を指している。
- 20) S.D. Muni, *op.cit.*, pp.59-72.
 - 21) Leo E. Rose, *op.cit.*, pp.195-196.
 - 22) *Ibid.*, p.196.
 - 23) 楊公素『滄桑九十年——個外交特使的回憶』海南出版社, 1999年, 222頁。
 - 24) 王宗, 前掲, 73頁を参照されたい。
 - 25) M.D.Dharmdasani, Ravindra Kumar das, *Nepal and its Neighbors*, Konark Publishing House, Varanasi, 1986, pp.32-33.
 - 26) Avtar Singh Bhasin ed., *op.cit.*, p.51.
 - 27) コシ河水力プロジェクトはインドが全額出資する洪水防止、水力発電、灌漑などを目的とする施設である。しかし、ネパール側は灌漑用の土地の一部しか受け取れなかっただけでなく、東南部のタライ地域の農耕地が破壊される可能性もあった。これに対して、インド側はタライ地域に住んでいた多くの農民に賠償金を支払わずに水力発電がもたらした利益を独占した。
 - 28) ネパール会議党と人民評議会のほか、デイリ・ラーマン・レグミ (D.R. Regmi)、コンワール・シンハ (K.I Singh)、ネパール共産党も中国との国交樹立を呼びかけていた。Vijay Kumar Manandhar, *op.cit.*, pp.218-219.
 - 29) 『中国—尼泊尔文化往来簡況』中華人民共和國外交部檔案館館藏檔案, 檔案号: 105-00727-02 (1), 穆阿妮「中尼建交的意義」『南亞研究』2012年第2期, 91頁。
 - 30) ネパールのタリパリ王宮で結ばれたこの条約の内容については、佐伯和彦『ネパール全史』明石書店, 2003, 556頁を参照されたい。なお、中国ではこの条約を咸豊六年「チベット・ゴルカ条約」と呼ばれている。楊公素, 前掲, 221頁。
 - 31) Jagadish Sharma, *op.cit.*, p.103.
 - 32) 覚書の内容については、Leo E. Rose, *op.cit.*, pp.205-206を参照されたい。当時の秘密覚書は1958年『ネパリー・ウィークリー』(Nepali Weekly)に掲載された。
 - 33) Leo E. Rose, *op.cit.*, p.205.
 - 34) 当時ネパールと中国の駐インド大使が交換した公文の内容については、穆阿妮, 前掲, 88頁を参照されたい。
 - 35) Jawaharlal Nehru, 'Note on visit to China and Indo-China', November 14, 1954, Wilson Center Digital Archive, no.26, no.32, no.33.
 - 36) 交渉にあたって、中国とネパールの主張と争点に関する詳細な内容は、楊公素, 前掲, 221-227頁を参照されたい。
 - 37) 東南アジアや南アジアなどでは、パンチャシラ (Pancasila) と呼ばれている。パンチャシラは、インドネシアのスハルト大統領が1945年に提唱した国是である。
 - 38) Leo E. Rose, *op.cit.*, p.212.
 - 39) 共同声明には、友好関係の再確認、相互訪問の促進、アジア・アフリカ国家の団結、平和五原則の遵守などが含まれている。詳しい内容は、Hiranya Lal Shrestha, *Sixty Years of Dynamic Partnership*, Nepal-China Society Putalisadak, Kathmandu, 2015, p.457を参照されたい。
 - 40) 王宗, 前掲, 102-103頁。
 - 41) Avtar Singh Bhasin ed., *op.cit.*, p.60.
 - 42) Leo E. Rose, *op.cit.*, pp.215-216.
 - 43) Avtar Singh Bhasin ed., *op.cit.*, p.63.
 - 44) 1959年普通選挙の結果については、約翰・菲爾普頓 著、楊格 訳, 前掲, 109頁を参照されたい。民選政府が誕生したにもかかわらず、1959年に発布された憲法には、国王が依然として国内外政策の最終決定者である、と規定された。王宗, 前掲, 109頁参照。
 - 45) 王宗, 同上, 111頁。
 - 46) Avtar Singh Bhasin ed., *op.cit.*, pp.63-65.
 - 47) *Ibid.*, pp.65-66.
 - 48) シリー・ジャによれば、1959-1960年度の国防予算は1576.8万ルピー、前年度より145万ルピー増えたという。Shree Krishna Jha, *Uneasy Partners: India and Nepal in the Post-Colonial Era*, Manas Publications, 1975, p.144.
 - 49) 1960年1月に調印されたネパールとインドの共同声明については、Avtar Singh Bhasin ed., *op.cit.*, pp.73-74を参照されたい。
 - 50) ロンジュ事件は、1959年8月25日に中国とインドが東部国境のロンジュ (朗久) 地域で起こした戦争である。ロンジュ事件については、牛軍 著、真水康樹 訳『冷戦期中国外交の政策決定』千倉書房,

- 2007年, 142-143頁を参照されたい。
- 51) Shree Krishna Jha, *op.cit.*, p.145.
 - 52) Hiranya Lal Shrestha, *op.cit.*, pp.514-518.
 - 53) *Ibid.*, pp.522-524.
 - 54) *Ibid.*, pp.508-509.
 - 55) 1960年1月、インドを訪問したビシウエンシル・コイララは防衛と安全に関する問題をめぐってネルーの意見を仰いだ。ネルーは、ネパールと中国との国境画定問題を先に進めていいとコイララに提案した。穆阿妮「中尼辺界談判中的印度因素分析」『南亚研究』2015年第3期, 66頁。出典:T.R. Ghoble, *China-Nepal Relations and India*, New Delhi: Rajouri Garden, 1986, p.128.
 - 56) 協定には国境画定連合委員会の設置と国境画定の方法などが含まれている。詳しい条項については、中国外交部ホームページにて参照されたい。http://www.fmprc.gov.cn/web/gjhdq_676201/gj_676203/yz_676205/1206_676812/1207_676824/t372302.shtml 最終閲覧日: 2017年12月1日。
 - 57) 中国政府は協定のなかで、1億インドルピーをネパールに無償提供すると約束した。1960年の経済援助協定については、Hiranya Lal Shrestha, *op.cit.*, pp.344-345を参照されたい。
 - 58) 条約の内容については、中国外交部ホームページにて参照されたい。www.fmprc.gov.cn/web/gjhdq_676201/gj_676203/yz_676205/1206_676812/1207_676824/t372303.shtml 最終閲覧日: 2017年12月1日。
 - 59) 1960年4月30日に刊行された人民日報には、中国とビルマ、中国とネパールの関係が「平和共存の新典範」であると書いてある。Hiranya Lal Shrestha, *op.cit.*, pp.467-469.
 - 60) 1960年6月28日に、中国軍が中国とネパール国境付近のムスタンでネパール庶民をチベット反乱の亡命者と間違え、一人を殺害、十人を俘虜した事件である。中国は、事件の発生地は科里山口 (Kora 1 a) 以北にあったと認識しているため、「科里山口事件」と呼んでいる。穆阿妮「1960年中尼辺境『科里山口事件』影響因素探析」『当代中国史研究』2013年第7期, 57頁参照。
 - 61) 穆阿妮, 同上, 58頁。
 - 62) *Hindustan Times*, 1960.7.24, 1960.8.10, cited by Shree Krishna Jha, *op.cit.*, p.161, notes no.95.
 - 63) 周恩来は手紙を通じてビシウエンシル・コイララに中国側の陳謝と善意を伝えただけで、中国政府は死者に対して5万ルピーの賠償金を支払うことにすると約束した。手紙のやり取りについては、Hiranya Lal Shrestha, *op.cit.*, pp.471-479を参照されたい。
 - 64) ケネディ大統領記念図書館では、当時国務省が作成したネパールの国内情勢を紹介するメモが公開された。このケネディ大統領宛てのメモには、クーデタの原因を国王の不安と分析してある。CALL BY THE NEPALESE AMBASSADOR, APRIL 1961, Briefing Memorandum for the President, Nepal Situation Paper, Title: Nepal: Security, 1961-1963, JFK Presidential Library.
 - 65) 王宗, 前掲, 109頁。
 - 66) Jagadish Sharma, *op.cit.*, p.162.
 - 67) ネルーの発言内容は、Avtar Singh Bhasin ed., *op.cit.*, pp.77-80を参照されたい。
 - 68) スバルナ・シャムシェル自身は君主制を覆そうとする急進派と違って、クーデタ以前の体制を復活させる考えしか持っていなかった。CALL BY THE NEPALESE AMBASSADOR, APRIL 1961, Briefing Memorandum for the President, Nepal Situation Paper, Title: Nepal: Security, 1961-1963, JFK Presidential Library.
 - 69) ケネディ大統領宛ての1961年4月のメモには、インドは中国の介入を恐れていたため、ネパールの反対派と国王支持派の対立を鎮めようとする努力をした。同上, 参照。
 - 70) Shree Krishna Jha, *op.cit.*, p.184.
 - 71) 1962年9月29日、ラックセルで衝突事故が起きた。これに対して、ネパールはインドの情報機関の官僚とネパールの反国王独裁活動家のもめ事だと主張したが、インドは越境したネパール軍人を阻止したものだに対抗した。
 - 72) 王宗, 前掲, 144頁。
 - 73) 統計によれば、1963年以降、インドの首相が大統領がネパールを訪問する回数は延べ13回に達した。王宗, 同上, 155頁。一方、ネパールと中国の要人訪問については、陳毅外相が1965年4月にネパール、ビレンドラ王太子が1966年に中国、キルティニディ・ビスタ (Kirtinidhi Bista) 副首相が1965年、1968年に中国を訪問した。
 - 74) 中国の軍事力を警戒していたネパールは、1965年にインドと武器援助に関する秘密協定を締結した。一方、ネパールは1965年に中国とカトマンズ市内の環状道路の建設に関する援助協定を結び、1966年に新たな経済援助協定を締結した。
 - 75) S.D. Muni, *op.cit.*, pp.91-111を参照されたい。

主指導教員（真水康樹教授）、副指導教員（上村都教授・稲吉晃准教授）